３．教　務　関　係

○広島商船高等専門学校教育規程

制　　定　　昭和６３年　４月　１日
最終改正　　令和　７年　４月　１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，本校における教育課程全般について，その基準，手続などを明確化することにより，学習意欲の向上及び教育の統一性と継続性との確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　授業科目

学則別表第１，第２に定める授業科目をいう。ただし，単に，科目というときもある。

二　単位数

学則別表第１，第２に定める単位数をいう。

三　席上課程

商船学科の教育規程のうち，学則別表第１及び別表第２に示す単位数を修得する課程をいう。

四　大型練習船実習課程

商船学科の教育課程のうち，海技教育機構所属又は本邦対外船舶運航業者（船社）所有の大型練習船に乗り組み遠洋航海を含む１２月の練習船実習期間をいう。

五　特別課程

すべての未修得科目を修得するため，第５学年の最後に設けられる教育課程をいう（第３条第３項）。

六　遅刻，早退

遅刻とは，授業開始後１５分までの遅れた出席をいい，早退とは，授業終了前１５分間の退席をいう。

七　修得科目，未修得科目

第８条から第１０条に定める履修を完了した科目のうち，学年成績の評価が可以上の科目を修得科目といい，学年成績の評価が可に満たないものを未修得科目という。

八　科目担任

授業科目を担当する教員をいう。

九　保護者等

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和３年２月 18 日理事長裁定）に規定する，在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，本校と連携し，学生を指導・支援する立場にある者をいう。

（教育課程の編成）

第３条　教育課程の編成は，学則に定めるほか，本条の定めるところによる。

２　教育課程は，学年制を基本としつつ，一部に単位制を取り入れて編成する。

３　第５学年の期末試験終了時から，席上課程修了認定会議（商船学科）又は卒業認定会議（総

合科学科）までを特別課程とする。

（略称）

第４条　本規程を引用するときの略称は，教育規程とする。

２　広島商船高等専門学校教育規程施行細則は，教育細則と略称する。

第２章　授業

（授業時数）

第５条　授業時数は，学年末試験，学校行事などの期間を除き，年間３０週（中間試験を含む。）を基準とする。

（授業時刻）

第６条　授業開始，終了の時刻は，次のとおりとする。

校　内　時　間	時　間　帯
S　H　R	8：35　～　8：50
１・２時間	8：50　～　10：20
３・４時間	10：30　～　12：00
５・６時間	13：00　～　14：30
７・８時間	14：40　～　16：10

ただし，授業科目（単位）により，７・８時間を次のとおりとすることができる。

７　時　間	14：40　～　15：30
８　時　間	15：40　～　16：30

＜定期試験＞

校　内　時　間	定　期　試　験　時　間　帯
１・２時間	8：50　～　9：40
	9：50　～　10：40
３・４時間	10：50　～　11：40
	11：50　～　12：40

（授業時間割の編成）

第７条　授業時間割は，毎年度，前期及び後期に分けて編成する。ただし，各期の途中において，特別の事情が生じた場合は変更する。

（履修義務）

第８条　学生は，学則別表第１，第２に定める学年別の授業科目を，すべて出席し，履習しなければならない。

２　削除

（履修の認定と再履修）

第９条　前条の規定にかかわらず，原則として，授業科目ごとの欠席時数が１単位につき８以内の場合は，その科目を履修したものとみなす。

２　授業科目の欠席時数が，履修単位については１単位につき８を超えた学生，学修単位については２単位につき８を超えた学生は，当該学年の履修は認められず，第４１条により，現学年を再履修しなければならない。

３　削除

４　第１項の規定にかかわらず，実験実習及び校内練習船実習は，原則として，すべて出席しなければならない。また，総合科学科流通情報マネジメント系の流通情報マネジメント演習Ⅰ及

びⅡは，実験実習とみなす。

５　前項の履修の取扱いは，関係学科で定める。

（半年間で終了する授業科目の履修の取扱い）

第１０条　前期又は後期の半年間で終了する授業の科目担任は，前条第２項の規定にかかわらず，次の各号のすべてを満たす学生について，補講及びレポートの提出などにより，その授業科目の履修を補うことができる。

一　１単位あたり１５時間以上出席していること。ただし，学修単位科目については，２単位あたり１５時間以上出席していることとする。

二　欠席時数のうち５以上は，病気などの正当な理由によるものであること。

２　科目担任は，前項の授業開始にあたり，授業を前期又は後期のみで行うことを，学生に周知させなければならない。

（選択科目の受講）

第１１条　選択科目を受講しようとする学生は，教育細則（第４条）の定めるところにより，受講の申請をしなければならない。

（聴講制度）

第１２条　選択科目について，学生は，教育細則（第５条）の定めるところにより，聴講することができる。

（出席状況の記帳）

第１３条　授業，特別活動及び学校行事への出席状況は，出席簿に記入する。

２　記入方法は，教育細則（第６条）に定める。

（欠席等の取扱い）

第１４条　遅刻及び早退３回をもって１欠席時数とする。

（欠席の特別扱い）

第１５条　次の各号の一に該当する欠席は，教育細則（第８条以下）に定める手続をとったものに限り，出席したものとみなす。（以下「公欠」という。）

一　公共交通機関の停止及び交通路の閉鎖などの不可抗力により，授業への正常な出席ができないとき。

二　忌引で出席できないとき。

三　学生準則に定める校内団体又は学校代表となった学生が，校外団体行事へ参加するとき。

四　資格検定試験及び就職試験などを受験するとき。

五　他の学年で校内練習船実習を行うとき。

六　校内関係者の慶弔及び学校行事へ参加をするとき。

七　その他教育細則の定めるところにより承認されたとき。

２　前項の公欠の範囲，期間及び手続は，教育細則（第８条以下）に定める。

（伝染病等による欠席）

第１６条　学則第２３条に基づき，伝染病などのため，授業への出席が停止された期間は，出席すべき日数又は時数から除く。

第３章　特別活動

（特別活動の趣旨）

第１７条　特別活動は，学生及び卒業後，社会人として生活するために必要な人間性及び社会性を養うことを目的とする。

（特別活動の目標）

第１８条　ホームルーム（ロングホームルーム（LHR），ショートホームルーム（SHR））などを通じて自主性，協調性及び民主的な討論などのあり方を学ぶ。

２　球技大会などを通じて，学生間の親睦を図り，教員と学生との相互理解を深める。

３　指導教員，特別指導教員とのふれあいを通じて，教員と学生との信頼関係を深める。

（指導教員）

第１９条　少人数の学生指導を行うため，第３学年の学生を対象に，指導教員を置く。

（特別指導教員）

第２０条　個人指導にあたるため，前条以外の学生を対象に，必要に応じ，特別指導教員を置く。

２　前項に関わらず，編入学生を対象に，特別指導教員を置き，原則として，学級担任をあてる。

第４章　試験

（定期試験及び中間試験）

第２１条　定期試験として，年２回各学期末に期末試験を実施する。なお，半期のみの学科学年は１回とする。

２ 中間試験は，必要のある授業科目について，各学期の定められた時期に実施する。

３ 試験以外の方法で成績を評価し得る授業科目については，試験の一部又は全部を実施しないことがある。

（試験時間割の発表）

第２２条　期末試験及び中間試験の時間割は，別に定める日に発表する。

（試験における遅刻及び退室）

第２３条　学生は，試験開始後１５分を経過したときには，試験室へ入ることができない。

２　学生は，試験開始後，１５分を経過しなければ退室してはならない。

（不正行為）

第２４条　試験中の不正行為の判定は，試験監督教員が行う。

２　試験監督教員は，不正行為をする学生を発見したときには，直ちに当該学生の受験を停止させ，試験場より退室させなければならない。

３　不正行為をした学生は，当該試験期間中における他の試験を受験できない。

（追試験）

第２５条　追試験は，次の各号の一つに該当するため，期末試験又は中間試験を受験できなかった学生に対して行う。

一　傷病（診断書がなければならない。）

二　第１５条第１項第１号の事由（交通機関の停止など）

三　第１５条第１項第２号の事由（忌引）

四　その他やむを得ないと認められる事由

２　追試験の手続については，教育細則（第２０条，第２１条）に定める。

（再試験等）

第２５条の２　第２１条の試験のうち，中間試験及び前期の学期末試験において成績不良であった科目については再試験，又はその内容に代わるレポートや活動（活動を行う場合は報告書を作成すること）を再試験等として実施することができる。（以下，「再試験等」という）
ただし，前期の半年間で終了する授業の科目については前期末試験の再試験等は実施しない。なお，口述による試験は実施しない。

２　再試験等を実施する科目は次条にて定める。

３　再試験等は，不正行為を行った学生には該当する定期試験又は中間試験においては実施しない。

第５章　成績評価

（成績の評価）

第２６条　学業成績は，期末試験，中間試験の成績（科目の性格上これらにより難い場合は，これらに代わる試験の成績）及び平常の学習態度などを総合して評価する。

２　成績は，優・良・可・不可に分けて評価する。

３　前項の不可はさらに，成績程度に応じ，２つに分けて評価する。

４　追試験の成績評価は該当する試験と同等のものとし，　評価点の減点はしない。

５　第２１条の試験において，成績が不可相当の学生に対して，該当する試験の再試験等を実施する。

６　再試験等の成績評価は該当する試験と同等とする。ただし評価は「可（60 点）」を上限とする。

（異議申立て）

第２６条の２　成績評価及び出欠について，異議申立ての理由を記載した「成績評価・出席等についての異議申立書」を学生課に提出することにより，異議を申立てることができる。

２　異議申立ての期間は，原則当該年度内とする。

３　第１項の申立てがあった場合は，教務委員会で協議の上，学生への回答を行うものとする。

（成績評価の範囲とその区分）

第２７条　学業成績は，前期を評価対象とする前期成績と，１年間を評価対象とする学年成績とする。

２　商船学科の第４学年においては，前期成績を学年成績とする。

３　実験実習及び校内練習船実習は，学年成績のみとする。

４　卒業研究の成績評価は，特別課程終了時に行う。

第２８条　削除

（不正行為の評価）

第２９条　科目担任は，期末試験又は中間試験において，不正行為をした学生の当該試験期間中におけるすべての試験科目の得点を，零点としなければならない。

第３０条　削除

（特別活動等の評価）

第３１条　特別活動などの評価は，特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容に基づいて行う。

（授業科目の修得）

第３２条　授業科目の修得は，次の各号のすべてを満たした場合について認める。

一　第８条から第１０条に定める履修を完了していること。

二　その科目の学年成績が可以上であること。

（成績会議）

第３３条　期末試験及び中間試験終了後，成績に関する教員会議を開催する。

（成績連絡会議）

第３４条　前期中間試験の成績会議終了後に，第１学年について成績連絡会議を開催する。

２　必要がある場合には，前項以外の成績連絡会議を開催することができる。

（成績の通知）

第３５条　学業成績は，教育細則（第２９条）の定めるところにより，保護者等に通知する。

第６章　進級，単位追認及び留年

（学年の修了と進級）

第３６条　各学年修了の認定は，次の各号のすべてを満たす学生について行う。

一　当該学年の授業料目をすべて修得していること。

二　特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容が良好であること。

２　学年の修了を認定された学生は，進級する。

（第５学年修了の特例）

第３７条　前条の規定にかかわらず，第５学年修了の認定は，次の各号のすべてを満たす学生について行う。

一　学年末試験終了時における未修得科目数及び未修得単位数が，次の表に掲げる数以内であること。

学　　年	第１～第５学年 合　　計
未修得科目数	5
未修得単位数	9

二　特別課程において，第１学年から第５学年までのすべての未修得科目を修得していること。

三　学校行事への出席状況及びその活動内容が良好であること。

２　次条第２項は，前項の未修得科目数及び未修得単位数に適用する。

（単位追認）

第３８条　第３６条第１項第１号の規定より進級できなかった者のうち，次の各号のすべてを満たす学生については，単位追認を認める。

一　第１学年から現学年までの未修得科目数及び未修得単位数の合計が，次の表に掲げる数以内であること。

学　　年	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年
未修得科目数	6（4）	6（4）	5（4）	5（4）

未修得単位数	12（7）	12（7）	9（7）	9（7）

二　第１学年から前学年までの未修得科目数及び未修得単位数の合計が前号の表の括弧内の数以内であること。

２　前項第１号及び２号の場合，未修得科目が，選択すべき単位数を超えた選択科目である場合には，各号の未修得科目数及び未修得単位数に数えない。

（特別進級）

第３８条の２　単位追認終了時に，次の各号のすべてを満たす学生については，進級を特別に認める。

一　現学年の全ての授業科目を履修していること。

二　第１学年から現学年までの未修得科目数及び未修得単位数が，それぞれ４及び７以内であること。

三　特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容が良好であること。

２　前項第２号の場合，未修得科目が，選択すべき単位数を超えた選択科目である場合には，各号の未修得科目及び未修得単位数に数えない。

（席上課程の修了及び実習課程への進級）

第３９条　商船学科の席上課程の修了を認定された学生は，後期長期実習課程に進級する。

（各学年の修了及び席上課程修了認定行為）

第４０条　校長は，教員会議の審議を経て，各学年の修了，特別進級及び席上課程の修了の認定を行う。

（留年）

第４１条　次の各号のいずれかに該当する学生は，留年とする。

一　第８条から第１０条に定めるところにより，履修の継続が不可能になったとき。

二　第１学年から第４学年の学生で，第３６条（学年修了）又は第３８条第１項第１号を満たすことができないとき。

三　第５学年の学年末試験終了時に，第３７条第１項第１号を満たすことができなかったとき。

四　特別課程終了時に，第３７条第１項第２号を満たすことができなかったとき。

五　単位追認終了時に，第３８条の２第１項第２号を満たすことができなかったとき。

（留年の決定）

第４２条　前条各号に定める留年は，成績会議において決定する。

（再履修）

第４３条　留年した学生は，現学年のすべての授業科目を，再び履修しなければならない。

第７章　単位追認措置

（単位追認の資格）

第４４条　単位追認試験は，当該学年の未修得科目について，受験することができる。

ただし，留年した学生は，定められた期間に別途手続きをする場合に限り，第１学年から前学年までの全ての未修得科目について，受験することができる。なお，その場合の手続きについては別に定める。

２　単位追認試験を受けようとする学生は，教育細則（第３３条）に定める手続をしなければならない。

３　単位追認試験をやむを得ない事由により当該年度内に受験できない場合は，教務委員会で審議する。

（試験の実施時期）

第４５条　科目担任は，単位追認（評価も含む。）を，学年末試験終了後の定められた単位追認期間の終了日までに終了しなければならない。ただし，前期の半年間で終了する授業の科目担任については前期末試験終了後の定められた単位追認期間の終了日までに終了しなければならない。

（特別課程における追認試験等）

第４６条　第５学年の学年末試験終了時に，第３７条第１項第１号をみたす学生は，第１学年から第５学年までのすべての未修得科目について，改めて，単位追認試験を受験することができる。

２　試験（評価も含む。）は，教育細則に定める手続を終了した学生について，席上課程修了認定会議又は卒業認定会議までに終了しなければならない。

３　試験の回数及び内容などは科目担任が決定する。

４　筆記試験に代えて，レポートその他の方法で実施することができる。

（単位の追加的認定と学年修了）

第４７条　科目担任は，前２条に定める試験の成績が良好であると判断したとき，単位を認定する。

２　認定された授業科目の成績評価は，可とする。

３　認定の結果，学年のすべての履修科目を修得するに至ったときには，第４０条にかかわらず，校長は，学年の修了を認定する。

（不認定科目の累積）

第４８条　第４５条による試験で不認定となった授業科目は，特別課程まで解消されず，第３７条及び第３８条の表の未修得科目数及び未修得単位数に数えられる。ただし，留年した場合は，この限りでない。

第８章　休学，復学，退学及び転学科

（休学）

第４９条　休学しようとする学生は，教育細則（第４２条）の定めるところにより，休学願を提出しなければならない。

２　休学期間を延長しようとする学生もまた，同様とする。

（復学）

第５０条　休学した学生が復学する場合には，教育細則（第４３条）の定めるところにより，復学願を提出しなければならない。

２　復学の時期は，年度始めを原則とする。

３　学年の途中において，外国に留学するため休学許可を受けた学生は，休学時の学年に復学する。

４　前項の場合，休学前の就学期間と復学後の就学期間とを通算して，１年の就学期間に相当するときは，その学年を履修したものと認める。

（退学）

第５１条　退学しようとする学生は，教育細則（第４４条）の定めるところにより，退学願を提出しなければならない。

（懲戒による退学）

第５２条　懲戒による退学は，学生指導委員会及び教員会議の審議を経なければならない。

（転学科）

第５２条の２　転学科しようとする学生は，教育細則（第４４条の２）の定めるところにより，転学科願を提出しなければならない。

２　校長は，次の各号に基づいて，転学科許可の決定をする。

一　入学後の学業成績及び生活態度が良好であること。

二　受入れ人数は，若干名とする。ただし，受け入れるクラスの状況による。

三　受入れ学科の面接試験の結果に基づき，教務委員会及び教員会議の審議を経て，承認を得ること。

３　再転学科は認めない。

（商船学科における転コース）

第５２条の３

削　除

第９章　卒業

（卒業資格）

第５３条　卒業認定は，学則第１３条に定めるすべての教育課程を修了した学生について行う。

（卒業認定）

第５４条　校長は，教員会議の審議を経て，前条に定める学生の卒業を認定する。

第１０章　大学への編入学

（推薦による編入学）

第５５条　大学へ推薦により編入学しようとする学生は，教育細則の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

２　推薦基準及び手続は，教育細則（第４６条，第４７条）に定める。

（学力による編入学）

第５６条　大学へ学力により編入学しようとする学生は，教育細則（第４８条）の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

第１１章　他の学校への入学，転学及び編入学

（他の学校への入学，転学及び編入学）

第５７条　他の学校への入学，転学又は編入学を志望しようとする学生は，教育細則（第４９条）に定めるところにより，願出を提出しなければならない。

第１２章　専攻科生

（専攻科の成績会議）

第５８条　定期試験後の所定の日に専攻科生の成績に関して審議するため，専攻科委員会を開催

する。

（専攻科生の修了認定）

第５９条　校長は，専攻科委員会及び教員会議の審議を経て，専攻科生の修了の認定を行う。

（専攻科生の推薦による大学院受験）

第６０条　大学院へ推薦により受験をしようとする専攻科生は，教育細則（第５０条）に定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

２　推薦基準及び手続は，教育細則（第５０条，第５１条）に定める。

（専攻科生の学力による大学院受験）

第６１条　大学院へ学力による受験をしようとする専攻科生は，教育細則（第５２条）の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

（準用規定）

第６２条　専攻科生については，第２条第１号，第２条第２号，第６条，第７条，第４９条から第５１条まで，第５２条第１項の規定を準用する。この場合において，第２条第１号及び第２号中「別表第１，別表第２」とあるのは「別表第３」と読み替えるものとする，

第１３章　雑則

（運用）

第６３条　この規程の実施について必要な事項は，教育細則に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，昭和６３年４月１日から施行する。

（改正に伴う経過措置）

２　流通情報工学科の学生が，第６章の改正に伴い，実質的に不利益となる場合には，従前の例に照らし，審議する。

（規則の廃止）

３　この規程の施行に伴い，昭和５９年８月１０日付広島商船高等専門学校学業成績評価並びに進級卒業等に関する規程，昭和５５年１１月１日付広島商船高等専門学校学業成績評価並びに進級卒業等に関する規程施行細則，昭和５５年１１月１日付広島商船高等専門学校休学等取扱内規，広島商船高等専門学校出欠席に関する内規，広島商船高等専門学校技術科学大学推薦内規，昭和４５年５月１９日付広島商船高等専門学校学生準則施行細則，昭和５２年１０月１７日付指導教官実施要領，昭和５２年１０月２８日付特別指導教官実施要領は，廃止する。

附　則

この規程は，平成２年４月１日から施行する。

附　則

（省略）

附　則

この規程は，平成２５年４月１日から施行する

附　則

この規程は，平成２６年６月２３日から施行する。

附　則

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前の入学者は，この規則による改正後の広島商船高等専門学校教育規程第６２条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年５月７日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年６月２４日から施行する。

附　則

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年３月３１日以前の入学者は，改正後の教育規程第３条，第９条及び第１９条にかかわらず，なお従前の例による。

広島商船高等専門学校教育規程施行細則

制　　定　　昭和63.　3.　31
最終改正　　令和　7.　4.　1

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この細則は，手続規定を中心に，教育規程の一層の明確化を図ることを目的とする。

（略称）

第２条　本細則を引用するときの略称は，教育細則とする。

第２章　授　　業

（実験実習の履修の取扱）

第３条　学科長は，教育規程第９条第５項の規定に基づき，実験実習，校内練習船実習の履修のあり方を明確にし，学生に周知させなければならない。

２　学科長は，実験実習及び校内練習船実習の履修が認められない学生が生じた場合は，速やかに教務主事に報告しなければならない。

３　学科長は，実験実習及び校内練習船実習の出席状況の一覧表を，学年末に教務係に提出しなければならない。

（選択科目の受講手続）

第４条　選択科目の取扱は，各学科の定めるところによる。

２　学生は，選択したい科目の受講願（別紙第１号様式）を，１月末日までに，学科長に提出しなければならない。

３　学科長は，前項の受講願を調整し，受講票を作成して，教務係に提出しなければならない。

４　教務係は，受講票により，一覧表を作成して，学科長，学級担任及び科目担任に配布しなければならない。

（聴講制度）

第５条　聴講を希望する学生は，科目担任の許可を得たのち，聴講願（別紙第３号様式）を提出しなければならない。

（出欠席の記入方法）

第６条　出席簿の記入方法は，次の表のとおりとする。

項　　目	記　　号
出　　席	空欄のまま
欠席（事故欠，病欠，懲戒による停学等）	／
公欠，伝染病等による欠席	公
遅　　刻	×
早　　退	／／
欠席を出席に訂正する場合	出

注）　公欠は，後日，教務係で記入するので，科目担任は，欠席として記入する。

２　公欠及び伝染病による欠席の記入は，教務係が担当する。

第７条　削除

（公欠の手続き）

第８条　公欠を希望する学生は，事前に，公欠許可願（別紙第６号様式）を，教務係に提出しなければならない。

２　第９条又は第１０条に定める公欠については，事後速やかに，前項の公欠許可願を提出しなければならない。

３　第１６条に定める公欠については，第１項の公欠許可願を要しない。

（忌引による公欠）

第９条　忌引による公欠の期間は，往復日数を除き，父母７日，祖父母・兄弟姉妹３日，曽祖父母・伯叔父母１日とする。

（交通機関の停止等による公欠）

第１０条　公共交通機関の停止，交通路の閉鎖などによる欠席は，公欠とする。

（英語弁論大会による公欠）

第１１条　英語弁論大会に参加するための欠席は，公欠とする。

（クラブ活動による公欠）

第１２条　次の各号の一を理由とする欠席は，公欠とする。

一　国体（予選は含まない。）への出場及び参加

二　高専体育大会及び中国地区高専文化連盟への出場及び参加

２　前項以外の場合は，次の各号の一を理由とする欠席は，公欠とする。ただし，当該クラブの年間活動計画書に記載されたものでなければならない。

一　高専間の試合及び文化行事

二　本校が加盟している連盟が主催する大会（定期戦及び公式戦）

３　前項ただし書きの規定にかかわらず，外部団体に加入できないなどの理由で，年間活動計画が立て難い場合は，学生指導委員会のその都度の承認（顧問教員発議）に代えることができる。

４　年間活動計画は，次の各号のすべてを満たさなければならない。

一　年間活動計画書は，４月中旬までに，学生係に提出しなければならない。

二　年間活動計画は，学生指導委員会の承認を得なければならない。

５　代表者は，課外活動公欠許可願（別紙第７号様式）を学生係に提出しなければならない。

６　前項の願が提出された場合は，第８条第１項の公欠許可願の提出を要しない。

（海技従事者国家試験の受験による公欠）

第１３条　海技従事者国家試験の受験は，毎回３日間（往路に要するための前日１日を含む。）を公欠とする。

２　前項の試験は，次表のとおりとする。

二級海技士（航海）	二級海技士（機関）
一級海技士（航海）	一級海技士（機関）

３　受験生は，試験終了後５日以内に，受験報告書（別紙第８号様式）を学級担任の検印をうけて，教務係に提出しなければならない。

４　前項の手続きを怠った場合は，欠席として処理する。

（無線従事者国家試験の受験による公欠）

第１３条の２　商船学科の学生が，第３級海上無線通信士，第１級海上特殊無線技士，第２級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士試験を受験するときは，公欠とする。

２　受験生は，試験終了後５日以内に無線従事者国家試験受験報告書（別紙第８号様式の２）を学級担任の検印を受けて，教務係に提出しなければならない。

３　前項の手続きを怠った場合は，欠席として処理する。

（その他の資格試験受験による公欠）

第１４条　前２条以外の公欠として評価される資格試験の範囲及び期間は，教務委員会及び教員会議の審議を経て決定する。

（就職活動による公欠）

第１５条　卒業後の就職のための活動は，公欠とする。

２　就職活動実施後，５日以内に，実施報告書（別紙第２３号様式）を学級担任の検印をうけて，教務係に提出しなければならない。

３　前項の手続きを怠ったものは，欠席として処理する。

（校内関係者の慶弔及び学校行事への参加による公欠）

第１６条　次の各号に該当する校内関係者の慶弔又は学校行事へ参加するための欠席は，公欠として扱う。

一　入寮式

二　入学式及び卒業式のための準備

三　その他関係主事から参加・参列を要請された慶弔及び行事

２　教務主事は，前項に該当する学生の氏名を教務係に通知しなければならない。

（その他の公欠）

第１７条　教育規程第１５条第１項第７号に定める公欠については，関係委員会及び教員会議の審議を経て決定する。

（公欠等の一覧表の作成）

第１８条　教務係は，期末試験及び中間試験ごとに，公欠，伝染病などによる欠席及び停学を集計し，公欠等一覧表を作成して，全教員に配布しなければならない。

２　科目担任は，前項の一覧表に基づき，成績伝票を作成しなければならない。

第３章　特　別　活　動

（特活及び学校行事の出席調査担当者）

第１９条　特別活動及び学校行事の出欠席に関する出席簿への記入は，学級担任又は教務主事補（学級担任不在の場合）が行う。

２　学校行事とは，諸種の式典，講演，学生総会，学園祭及びその準備並びに後片付，学級対抗試合，新入生オリエンテーション，研修旅行その他これらに準ずるものをいう。

第４章　試　　験

（追試験願）

第２０条　教育規程第２５条に該当する学生は，同条各号の事由が止んだのち，速やかに追試験受験願（別紙第９号様式）を提出しなければならない。

２　前項の願には，同様式所定の証明書を添付しなければならない。

３　教務主事は，受験できなかつた事由が，教育規程第２５条第１項第４号のやむを得ない事由に該当するか否かを教務委員会に諮り決定する。
４　前項の場合，教務委員会で合意が得られないときは教員会議に諮り決定する。

（追試験の実施）

第２１条　科目担任は，追試験の日取りを決定し，学生に通知しなければならない。
２　科目担任は，教育規程第２５条の事由が止んだのち，原則として１０日以内に，追試験を行わなければならない。ただし，休業中はこの限りでない。

第5章　成　績　評　価

（評価基準）

第２２条　教育規程第２６条に定める学業成績の評価並びにその基準は，次のとおりとする。

評価	表記法	１００点法による評価点
優	優	１００～８０
良	良	７９～７０
可	可	６９～６０
不　可　高	○	５９～３０
不　可　低	●	２９～　０

（成績伝票の提出）

第２３条　科目担任は，期末試験及び中間試験終了後，次により成績伝票を作成し，教務係へ提出する。
一　４月から当該試験までの累積欠席時数
二　成績　ただし，中間試験終了時には，試験の成績を中心とした評価を当てることができる。
２　期末試験及び中間試験を実施しない科目担任も，第１項第１号の累積欠席時数は，提出しなくてはならない。ただし，実験実習及び練習船実習については，学年末試験終了時のみの提出で足りる。

第２４条　削除

（複数で担当する科目の成績評価）

第２５条　一つの授業科目を複数の教員が担当する場合は，その代表者が成績伝票を記入し，教務係へ提出しなければならない。

（実験実習等の成績の提出）

第２６条　学科長は，実験実習，校内練習船実習及び卒業研究の成績を集計，総合し，その結果により成績伝票を作成して，教務係へ提出しなければならない。

（特別活動等の評価）

第２７条　特別活動などの評価は，授業科目の学年成績に準じ，学級担任が行わなければならない。

（成績連絡会議）

第２８条　教務主事は，成績会議において，教育規程第３４条第２項に定める成績連絡会議の開催を，学級担任の意見に基づいて決定する。

（成績通知）

第２９条　教務主事は，成績通知（教育規程第３５条）を，前期成績にあっては前期終了後

に，学年成績にあっては成績会議終了後に，出席状況とともに保護者等へ通知する。
２　前項以外については，各学級担任が必要と認めた場合に通知する。

第６章　進級及び留年

（学年末試験終了時の留年の通知）

第３０条　教育規程第４１条に定める留年は，本人及び保護者等に書面（別紙第１１号様式）で通知する。

２　前項の通知は，本人及び保護者等の居所が同一である場合は，保護者等に行えば足りる。

（留年決定通知）

第３１条　教務係は，年度末に，当該年度に生じた留年学生について，保護者等に通知する。

第３２条　削除

第７章　単位追認措置

（単位追認受験願）

第３３条　教育規程第４４条第２項に基づき単位追認試験を受験する学生は，単位追認試験受験願（別紙第１３号様式）を，成績会議終了後速やかに，教務係へ提出しなければならない。

ただし，留年した学生の第１学年から前学年までの未修得科目については，定められた期日までとする。

（単位追認試験の実施方法）

第３４条　試験の実施時期，時間，場所，試験範囲など，具体的実施方法は，科目担任が決定し，学生に通知する。

（特別課程における受験願）

第３５条　教育規程第４６条の試験を受験しようとする学生は，別紙第１３号様式による受験願を，成績会議終了後速やかに，教務係へ提出しなければならない。

（特別課程における試験の実施方法）

第３６条　科目担任は，試験の具体的な実施方法について決定し，学生に周知させるとともに，定められた期日（教育規程第４６条第２項）までに終了しなければならない。

（退職等に伴う科目担任の変更）

第３７条　学科長は，科目担任の退職などに伴い，単位追認措置をとれない場合は，後任の科目担任を選任しなければならない。

２　学科長は，前項の科目担任を学生に周知させるとともに，教務係に通知しなければならない。

（単位追認届）

第３８条　科目担任は，未修得科目の単位を認定したときには，速やかに単位修得学生の氏名を教務係に届け（別紙第１４号様式）なければならない。

２　教務係は，前項の届けの写しを，学級担任に渡さなければならない。

（不認定学生の届出）

第３９条　科目担任は，修得を認めることのできない学生の名簿（別紙第１５号様式）を，教務係に届けなければならない。

２　教務係は，前項の届けを，学級担任に通知しなければならない。

（学生指導要録への転記）

第４０条　教務係は，第３８条第１項の単位追認届に基づき，その結果を，学生指導要録へ転記しなければならない。

（学年修了の報告と決定）

第４１条　教務主事は，教育規程第４７条に該当する学生について，校長に報告し，学年修了の認定を受けなければならない。

２　教務係は，前項の結果を学級担任に通知しなければならない。

第８章　休学，復学，退学及び転学科

（休学手続）

第４２条　休学しようとする学生は，学級担任の指導を受けたのち，休学願（別紙第１６号様式）を提出しなければならない。

２　校長は，次の各号に基づいて，休学許可の決定をする。

一　教務主事及び学級担任の協議

二　前号の意見が一致しない場合は，教務委員会の審議

三　前号の意見が一致しない場合は，教員会議の審議

（復学手続）

第４３条　復学手続きについては，第４２条を準用する。ただし，復学願は，別紙第１７号様式による。

（退学手続）

第４４条　退学手続きについては，第４２条を準用する。ただし，退学願は，別紙第１８号様式による。

（転学科手続）

第４４条の２　転学科しようとする学生は，学級担任を経て，転学科願（別紙第２０号様式）を提出しなければならない。

２　出願期限は，次のとおりとする。

一　第１学年又は第２学年の１月末日とする。ただし，電子制御工学科又は流通情報工学科から商船学科への転学科は，第１学年の１月末日とする。

二　短期実習課程及び前期長期実習課程において，大型練習船実習が困難であると海技教育機構と協議し転学科する場合は，前号の規程に関わらず速やかに手続きを取ることとする。なお，本人の意思により当該実習を中止した場合を除く。

三　電子制御工学科及び流通情報工学科から総合科学科への転学科については，第一号の規程にかかわらず教務委員会で審議する。

（総合科学科の系分け）

第４４条の３　総合科学科の学生は，２年次に電子情報システム系又は流通情報マネジメント系に分かれるものとし，その方法については総合科学科で定めるものとする。

２ 各系の配属は，原則６０名以下とし，教務委員会で審議するものとする。

３ 前項により配属が決定した後，１年次の３月末までに学生が系の変更を申し出た場合は，教務委員会で審議するものとする。

（商船学科及び総合科学科のコース分け）

第４４条の４　３年次に，商船学科の学生は航海コース又は機関コースに，総合科学科電子情報システム系の学生は電子システムコース又は電子情報コースに，総合科学科流通情報マネジメント系の学生は流通マネジメントコース又は流通情報コースに分かれるものとし，その方

法については商船学科及び総合科学科で定めるものとする。
２ 各コースの配属は，原則３０名以下とし，教務委員会で審議するものとする。
３ 前項により配属が決定した後，２年次の３月末までに学生がコースの変更を申し出た場合は，教務委員会で審議するものとする。

第９章　卒　　業

（卒業時の表彰等）

第４５条　卒業時における表彰その他は，別に定める。

第１０章　大学等への編入学

（推薦による編入学受験願）

第４６条　教育規程第５５条に定める受験願（別紙第１９号様式）を提出しようとする学生は，次の各号のすべてを満たさなければならない。ただし，推薦先の大学において特に定めがある場合等は，この限りでない。

一　第１学年から第４学年までの間で履修すべき単位数のうち，優の評価の単位数が５５％以上であること。

二　第１学年から第４学年までの欠席時数の合計が，原則として１００以内であること。

２　第１学年から第３学年における特別活動は，前項第１号の単位数に含まれるものとする。

３　志望大学は，１つの大学に限るものとする。

（推薦学生決定手続）

第４７条　校長は，前条の受験願が提出された場合，教務委員会及び教員会議に諮らなければならない。

２　教務委員会は，学科長及び学級担任の意見を参考にして，推薦すべきか否かを審議する。

３　教員会議は，教務委員会で決定した学生の推薦を審議し，決定する。

（学力による編入学）

第４８条　教育規程第５６条に定める学生は，受験願（別紙第１９号様式）を提出し，校長の承認を得なければならない。ただし，教育規程第５５条に定めるところにより受験願を提出し，推薦を受けられなかった学生が，学力で受験しようとする場合は，受験願の提出を必要としない。

２　校長は，前項の学生を教務委員会及び教員会議に報告するものとする。

第１１章　他の学校への入学，転学及び編入学

（他の学校への入学，転学及び編入学手続）

第４９条　他の学校への入学，転学又は編入学を志望しようとする学生は，学級担任の指導を受けたのち，他の学校への入学，転学又は編入学志望願（別紙第２２号様式）を提出し，校長の承認を得なければならない。

２　校長は，前項の学生を教務委員会及び教員会議に報告するものとする。

第１２章　専攻科生の大学院への入学

（推薦による受験願）

第５０条　教育規程第６０条に定める受験願（別紙第２４号様式）を提出しようとする学生

は，次の各号のすべて満たさなければならない。
一　推薦先の大学院が掲げる推薦基準を満たしていること。
二　志望先は，１つの大学院に限るものとすること。
（推薦学生決定手続）
第５１条　専攻科長は前条の受験願が提出された場合，専攻科委員会及び教員会議に諮らなければならない。
２　専攻科委員会は，専攻科長及び指導教員の意見を参考にして，推薦すべきか否かを審議する。
３　教員会議は専攻科委員会で決定した学生の推薦の審議をする。
４　校長は，第２項の審議及び学生の面接に基づき，推薦学生を決定する。
（学力による受験願）
第５２条　教育規程第６１条に定める学生は，受験願（別紙２４号様式）を提出しなければならない。ただし，教育規程第６０条に定めるところにより受験願を提出し，推薦を受けられなかった学生が，学力で受験しようとする場合は，受験願の提出を必要としない。
２　専攻科長は，必要に応じて，校長，専攻科委員会又は教員会議に報告するものとする。
（準用規定）
第５３条　専攻科生については，第６条，第８条から第１０条，第１３条から第１８条，第４２条から第４３条，第４４項第１項の規定を準用する。この場合において，第１３条から第１７条及び第４２条中「商船学科の学生」とあるのは「専攻科の学生」と，「学級担任」とあるのは「指導教員」と，「教務主事」とあるのは「専攻科長」と，「教務委員会」，「教務委員会及び教員会議」及び「関係委員会及び教員会議」とあるのは「専攻科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則
この教育細則は，昭和６３年４月１日から施行する。
附　則
（省略）
附　則
この教育細則は，平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この教育細則は，平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この教育細則は，平成２５年１１月２５日から施行し，平成２５年４月１日から適用する。
附　則
この教育細則は，平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この教育細則は，平成２６年６月２３日から施行する。
附　則
この教育細則は，平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この教育細則は，平成２７年４月１日から施行する
附　則

この教育細則は，平成２７年１１月２４日から施行し，平成２７年9月２８日から適用する。

附　則

この教育細則は，平成２８年4月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成３０年7月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，令和3年4月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，令和4年4月１日から施行する。

附　則

１　この教育細則は，令和7年4月１日から施行する。

２　令和7年3月３１日以前の入学者は，改正後の教育細則第４４条の３，第４４条の４，第４８条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

第１号様式（教育細則第４条関係）

選　択　科　目　受　講　願

令和　　年　　月　　日

学科長　　殿

学科第　　学年氏名

令和　　年度第　　学年の選択科目を下記のとおり受講したいので、お願いします。

記

科　　目　　名	単位数	科　　目　　名	単位数

注）学級担任の確認を得て、１月末日までに学科長に提出してください。

学級担任印	

第２号様式

削　　除

第３号様式（教育細則第５条関係）

選　択　科　目　聴　講　願

令和　　年　　月　　日

学科長　　殿

学科第　　学年氏名

下記の選択科目について、聴講したいので承認願います。

記

聴講希望科目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注）科目担任の確認を得たのち、１月末日までに学科長に提出してください。

科目担任印	

第４号様式

削　　除

第５号様式

削　　除

第６号様式（教育細則第８条関係）

公　欠　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学籍番号
学科・専攻　第　　学年　　組

氏　名

下記事由により欠席したい（した）ので、公欠として御許可くださるようお願いします。

記

１　期　間　　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時間目から

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時間目まで

２．事　由

※忌引の場合
死亡者の氏名　　続柄

注）１．学級担任又は指導教員の確認を得て、１週間前までに教務係に提出してください。
２．忌引、交通機関の停止等によるものは、事後１週間以内に手続きをしてください。
３．海技従事者国家試験及び無線従事者国家試験受験後、各受験報告書を学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に提出すること。
４．就職活動実施後、実施報告書を学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に提出すること。

学級担任 又は　　印 指導教員	

第７号様式（教育細則第 12 条関係）

課 外 活 動 公 欠 許 可 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

代表学生　　学科　第　　学年　　組

氏　名

下記事由により欠席したいので、公欠として御許可くださるようお願いします。

記

１．期　間　　月　　日　　曜日から　　月　　日　　曜日まで
（　　時間から　　時間まで）

２．事　由

３．参加者

学科 学年 ・組	氏　　名	学科 学年 ・組	氏　　名	学科 学年 ・組	氏　　名

注）顧問教員・学生主事の確認を得て１週間前までに教務係に提出してください。

学生主事印	

顧問教員印	

顧問教員は必ず学級担任に周知してください。

第８号様式（教育細則第１３条関係）

海技従事者国家試験受験報告書

<table>
<tr><td colspan="4">商船学科　・　海事システム工学専攻　（　　）コース　第　　学年　氏名
※該当する学科もしくは専攻に〇を付けてください。</td></tr>
<tr><td>受 験 月 日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受　験　地</td><td></td><td>受 験 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>受 験 種 目</td><td colspan="3">二級海技士（航海）　　一級海技士（航海）
二級海技士（機関）　　一級海技士（機関）　　（注）〇で囲む。</td></tr>
<tr><td>受 験 科 目</td><td colspan="3">N　１．航海　２．運用　３．法規　４．英語
E　１．機関　２．機関２　３．機関３　４．執務一般
（注）今回の受験科目は、数字を〇で囲む。
既に合格している科目は、全体を〇で囲む。</td></tr>
<tr><td colspan="4">受験の状況（科目ごとの難易度、結果に関する期待感等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考（受験出来なかった理由）</td></tr>
</table>

注）１．試験終了後、学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に教務係に提出してください。

２．この報告書の提出がない場合は、欠席として扱われます。

学級担任 又は　　印 指導教員	

第８号様式の２（教育細則第１３条の２関係）

無線従事者国家試験受験報告書

<table>
<tr><td colspan="4">商船学科　・　海事システム工学専攻　（　　）コース　第　　学年　氏名
※該当する学科もしくは専攻に〇を付けてください。</td></tr>
<tr><td>受 験 月 日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受　験　地</td><td></td><td>受 験 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>受 験 種 目</td><td colspan="3">第三級海上無線通信士　　第一級海上特殊無線技士
第二級海上特殊無線技士　　レーダー級海上特殊無線技士
（注）〇で囲む。</td></tr>
<tr><td colspan="4">受験の状況（科目ごとの難易度、結果に関する期待感等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考（受験出来なかった理由）</td></tr>
</table>

注）１．試験終了後、学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に教務係に提出してください。

２．この報告書の提出がない場合は、欠席として扱われます。

学級担任 又は　　印 指導教員	

第９号様式（教育細則第20条関係）

追 試 験 受 験 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名

私は、このたび、下記試験を受けられなかったので、追受験をお願いします。

記

１．試験名　　令和　　年度　　試験

２．受験できなかった科目

科　目　名	科　目 担任印	科　目　名	科　目 担任印	科　目　名	科　目 担任印

３．受験できなかった理由

注）１．受験できなかった理由は、具体的に記入してください。
　　２．病気のため受験できなかった場合は、医師の診断書を添付してください。
　　３．学級担任、科目担任の確認を得て、すみやかに教務係に提出してください。

学級担任印	

第１１号様式（教育細則第30条、第31条関係）

令和　　年　　月　　日

殿

広島商船高等専門学校長

㊞

あなたは、今回慎重審議の結果、原級留置に決定しましたので、お知らせします。

第１３号様式（教育細則第33条、35条関係）

単 位 追 認 試 験 受 験 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名

私は、下記未修得科目の単位追認試験を受験したいので、お願いします。

記

未 修 得 科 目 名	単位数	科目担任名　　㊞

注）この願は、学級担任、科目担任の確認を得て、教育細則第３３条、第３５条に定める期日までに教務係に提出してください。

学級担任印	

第１４号様式（教育細則第38条関係）

教務主事	学生課長	学生課長補佐	教務係長	係

単 位 追 認 届

令和　　年　　月　　日

科目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

科目担任氏名　　㊞

単位追認試験の結果、下記のとおり認定します。

記

学年・クラス・学科	氏　　名	認定年月日	備　　考

第１５号様式（教育細則第39条関係）

教務主事	学生課長	学生課長補佐	教務係長	係

未修得科目保有者届

令和　　年　　月　　日

科目担任氏名　　㊞

単位追認試験の結果、下記のとおり不認定とします。

記

学年・クラス・学科	氏　　名	科　目　名	単位数	備　　考

第１６号様式（教育細則第42条関係）

休　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により休学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　　由

２．期　　間　　自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

注）１．傷病の場合は、医師の診断書を添付してください。

２．その他の場合は、詳細に事由を明記してください。

３．学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１７号様式（教育細則第43条関係）

復　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

令和　　年　　月　　日から休学中のところ、下記のとおり復学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．復学年月日　　令和　　年　　月　　日

２．事　　由

注）１．傷病の場合は、医師の診断書を添付してください。
　　２．学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１８号様式（教育細則第 44 条関係）

退　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により退学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　　由

（令和　　年　　月　　日付退学）

注）学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１９号様式（教育細則第４６条、４８条関係）

大学等 編入学 入　学 推薦 学力 受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年

氏　名

このたび、 大学 高専 専攻科 学部 へ 編入学 入　学 したいので 推薦 承認 くださるようお願いします。

注）学科長，副学科長及び学級担任の指導を受けて，学生課に提出してください。

学科長印	

副学科長印	

学級担任印	

第２０号様式（教育細則第 44 条の２関係）

転　学　科　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により転学科したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　由

２．希望転学科　　学科

注）学級担任の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任印	

第２２号様式（教育細則第 49 条関係）

他の学校への入学、転学又は編入学志望願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により他の学校への（入学・転学・編入学）を志望したいので、承認くださるようお願いします。

記

１．事　　由

２．志望入学先

３．入学等年月日　　令和　　年　　月　　日

注）学級担任の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任印	

第２３号様式（教育細則第 15 条関係）

令和　　年　　月　　日

就 職 活 動 実 施 報 告 書

学科・専攻　第　　学年

氏名

下記のとおり就職活動を実施しましたので報告します。

期　間	令和　　年　　月　　日（　　）～ 令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　　時　　分
訪 問先	（訪問先担当者の署名または押印）
所 在地	
理　由	（就職試験、セミナー、会社訪問等）
備　考	

注）１．個人で会社訪問する場合は訪問先で担当者に署名または押印をもらってください。
（セミナーについては署名または押印をもらう必要はありません。）

２．就職活動実施後、学級担任又は指導教員の確認を得て５日以内に教務係へ提出してください。

３．この報告書の提出がない場合は、公欠

学級担任 又は　　印 指導教員	

第２４号様式（教育細則第５０条、５２条関係）

大学院　推薦／学力　受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻　第　　学年

氏　名

このたび、　　大学大学院　　科へ受験したいので、推薦／承認　くださるようお願いいたします。

注）専攻科長及び指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

専攻科長印	

指導教員印	

(3-1) 実　習　課　程

大型練習船実習課程

商船学科の学生は、海技教育機構所属又は本邦対外船舶運航業者（船社）所有の大型練習船に乗り組み遠洋航海を含む１２月の練習船実習を行って､修得した知識を総合的、有機的に把握させるとともに、技術の錬磨を図り、船舶職員となるために必要な航海訓練をうける。

大型練習船実習課程の履修期間は次のとおりとする。

短期実習課程　　１月
前期長期実習課程　　５月
後期長期実習課程　　６月以上

ただし、後期長期実習課程に限り、疾病等やむを得ない事由により履修が困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める。

（3-2）広島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則

第１条　この規則は、広島商船高等専門学校学則（昭和４３年１２月２３日制定）第２条第３項及び別表第２に定める商船学科に関する後期長期実習課程の履修方法の特例（以下「特例措置」という。）について、教育規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条　特例措置を適用する対象者は、商船学科の学生のうち、疾病等やむを得ない事由により乗船実習の履修が困難であると校長が認めた者とする。

第３条　前条の規定により、校長が認定しようとするときは、教員会議の議を経るものとする。

第４条　学生は、第２条の認定を受けようとするときは、申請書（別紙様式）に学校が指定する医師の診断書を添えて、所定の期日までに校長に申請するものとする。ただし、乗船実習の履修中等に第２条の対象となることとなった場合は、できる限り速やかに申請しなければならない。

第５条　校長は、特例措置を行うこととなった学生に対し、本科授業科目、特別研究、企業でのインターンシップ、授業補助活動（実習工場、その他実験実習等）、ｅ－ラーニングによる自学自修等の中から単数又は複数を指定するものとする。

２　指定した特例措置に関する授業科目等については、単位修得はできない。

３　指定した特例措置に要する経費は、当該学生の負担とする。

第６条　第２条の認定を受けた学生は、校長が指定する特例措置を行い、次条の完了が認定されることにより、後期長期実習課程を修了したものとみなすことができる。

第７条　指定した特例措置にかかる完了の認定は、学修の記録により教員会議の議を経て校長が行う。

第８条　この規則による申請手続等の詳細については、教務委員会が定める。

第９条　この規則に定めるもののほか、特例措置に関する必要な事項は、「商船学科卒業前６ヶ月乗船実習に関する特例措置」についての申し合わせ（平成２８年６月２日商船系高等専門学校校長・事務部長会議）に基づき、校長が決定する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式

商船学科における乗船実習の履修方法の特例措置適用申請書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

商船学科５年

学籍番号

氏　　名　　㊞

保護者等

氏　　名　　㊞

広島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則第２条の規定に基づき、下記のとおり特例措置の適用申請をいたしますので、認定くださいますようお願いいたします。

記

１．特例措置適用期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

２．事　由（学校が指定する医師の診断書添付）

(4)　広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、広島商船高等専門学校学則（昭和４３年１２月２３日制定。以下「学則」という。）第１３条第６項に定める特別学修及び第１３条の４の規定に基づき、広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学生の他の高等専門学校における授業科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和４年１月２８日理事長裁定）に基づき、他の高等専門学校における授業科目を履修しようとするときは、当要項によるほか、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する実施方針によるものとする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第２条　学生は、他の高等専門学校における授業科目を履修しようとするときは、本校以外の高等専門学校における授業科目の履修許可願（様式第１号）に関係書類を添え、学級担任を経て、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　校長は、教育上有益と認めるときは、前項による願い出を許可するものとする。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第３条　高等専門学校以外の教育施設等における学修等のうち、学則第１３条の３に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

一　大学の専攻科又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０５条の規定により大学が編成する特別の課程における学修

二　高等専門学校の専攻科又は学校教育法第１２３条において準用する同法第１０５条に規定する高等専門学校が編成する特別の課程における学修

三　高等学校（（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科の課程（学校教育法第５８条の２）（同法第７０条第１項及び第８２条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

四　専修学校の専門課程のうち修業年限が２年以上のもの又は学校教育法１３３条において準用する同法１０５条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

五　次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、本校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ　審査を行うものが国又は一般社団法人及び公益財団法人若しくは一般財団法人及び公益財団法人その他の団体であること。

ロ　審査の内容が、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１５条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。

ハ　審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。

ニ　審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

２　学生は、大学における学修又は前項第１号から第４号に掲げる学修を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修等許可願（様式第２号）に関係書類を添え、学級担任を経て、校長に願い出て許可を受けなければならない。
３　校長は、教育上有益と認めるときは、前項による願い出を許可するものとする。
４　前２項の規定は、学則第２５条の２の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用するものとする。

（単位修得届）

第４条　学生は、他の高等専門学校において履修した授業科目について、単位修得の認定を受けたときは、本校以外の高等専門学校における授業科目の履修単位認定願（様式第３号）に当該高等専門学校長の証明する書類を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。
２　校長は、前項の規定により願い出のあった単位について、教務委員会の議を経て、本校の授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（単位認定申請）

第５条　学生は、高等専門学校以外の教育施設等における学修等を行い、単位の認定を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修等単位認定願（様式第４号）に、当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書、成績証明書、合格通知書（写）、実習証明書又は実習報告書等を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。
２　校長は、前項の規定により願い出のあった学修について、教務委員会の議を経て、相当する単位を本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定するものとする。

（その他）

第６条　この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年３月２２日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１９年３月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年１２月２１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

様式第１号

広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目の履修許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目を履修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

１．履修目的

２．高等専門学校の名称

３．履修期間

令和　　年　　月　　日（　）から 令和　　年　　月　　日（　）まで

４．履修曜日・時間

５．履修授業科目（単位数）

様式第２号

広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等を受講したいので、御許可くださるよう関係書類を添えお願いします。

記

１．学修目的

２．教育施設等の名称（学外実習の場合は会社等名）

３．学修期間
令和　　年　　月　　日（　　）から令和　　年　　月　　日まで

４．学修曜日・時間

５．学修科目（単位数）

６．添付書類
実習計画書　等

※学外実習の場合、４．及び５．は記入不要。

様式第３号

広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目の履修単位認定願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目を履修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

１．高等専門学校の名称

２．認定を願い出る授業科目（単位数）

３．添付書類
当該高等専門学校長の証明する書類（単位修得証明書等）

様式第４号

広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等単位認定願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等を受講したので、本校における修得単位として認定してくださるよう関係書類を添えお願いします。

記

１．教育施設等の名称（学外実習の場合は会社等名）又は文部大臣認定技能審査の名称

２．認定を願い出る授業科目（単位数）

３．添付書類

単位修得証明書
成績証明書
合格通知書（写）
実習証明書
実習報告書　　等

※広島商船高等専門学校における教育課程以外の学修については、当該学修の内容がわかるもの（シラバス等）及び担当教員の証明する成績を添付する。

(5)　広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する実施要項

1　この実施要項は，広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程（以下「規程」という。）第７条の規程に基づき，規程第１条の特別学修並びに規程第４条第４号に掲げる学修の取り扱いを定めるものとする。

2　規程第６条第２項により認定することのできる，規程第３条第２項並びに規程第４条第４号に規定する学修及び特別学修について，次のとおり定める。

単位を認定できる学修		名称	認定単位数	認定学年	一般科目，専門科目の別	学科名			
						商船	電子制御工	流通情報工	総合科
特別学修	広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修	学外実習（２週間以上）	2	４～５年	専門科目	○	○	○	○
		（１週間以上２週間未満）	1						
		海外研修（２週間以上）	2	１～５年		○	○	○	○
		（１週間以上２週間未満）	1						
		地域貢献	1			○	○	○	○
		eラーニング高等教育連携	１～２				○	○	○
	文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修	実用英語技能検定　１級	4		一般科目	○	○	○	○
		準１級	4						
		２級	4						
		準２級	2						
		日本漢字能力検定　１級	4			○	○	○	○
		準１級	4						
		２級	2						
		準２級	1						
		TOEIC(R)又はTOEIC(R)IP 700点以上	4			○	○	○	○
		470～699点	2						
		350～469点	1						
		工業英語能力検定　１級	4		専門科目	○	○	○	○
		２級	4						
		３級	2						
		海技士筆記試験（航海・機関）　１級筆記試験	4			○			
		２級筆記試験	2						
		第三級海上無線通信士	2			○			
		ITパスポート試験	1				○	○	○
		情報セキュリティマネジメント試験	2				○	○	○
		基本情報技術者試験	3				○	○	○
		応用情報技術者試験	4				○	○	○
		日商簿記検定　１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○
		リテールマーケティング販売士検定　１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○
		秘書技能検定　１級	3					○	○
		準１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○

3　単位認定

（1）　認定学年は，修得年度以降の学年とする。

（2）　同一の技能検定の複数の級に同時に合格し，単位の認定を同時に申請した場合は，上位の級に対応する単位を認定する。

（3）　技能検定に合格し，単位の認定の申請があった場合で，すでに認定された単位がある場合は，すでに認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。

（4）　規程第６条第２項により認定された，特別学修及び規程第４条第４号に規定する学修の単位の評価は，「優」とする。

（学外実習）

4　主管

（1）　学外実習（以下「実習」という。）は，原則として第４学年で実施し，教務主事主管のもとに，各学科長が学級担任と計画のうえ，事業所等に委託し，その就業規則にしたがつて実施する。

（2）　実習に関する事務は，教務係が担当する。

5　学級担任の任務

学級担任は，学科長の指示のもとに，次の業務にあたる。

（1）　実習生受入れ先事業所等の選定

（2）　実習生受入れ先事業所等への配属

（3）　実習内容，テーマ等に関する助言・指導

（4）　実習中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導

（5）　実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告

（6）　必要に応じて，実習生の受入れ先事業所等の巡回指導

（7）　規程に定める学修単位認定願，実習証明書，実習報告書等の受理及び評価

（8）　その他必要な事項

6　学修許可願の願出

実習を希望する学生は，教務係が所定の場所に掲示する実習受入会社を確認のうえ，規程第３条に定める学修許可願を学級担任に提出しなければならない。

7　実施時期

実習は，原則として夏季休業期間中に実施するものとする。

8　期間

実習期間は，原則として実働５日以上とする。

9　実習を実施するに際し，学生が留意することは次のとおりとする。

（1）　学外実習災害保険への加入

実習を学修する学生は，実習における災害等に備え，実習開始前に実習災害保険に加入すること。

（2）　実習機関への出頭に際しての注意事項

ア　出発までに，実習機関の概要等を承知するとともに，実習の趣旨，目的を把握しておくこと。

イ　指定された時間の遅くとも１０分前までに出頭すること。特に遠方へ出頭する場合は列車時刻表等をよく調べ，余裕を持って行くように心がけ，指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ　病気，事故等で指定日時に出頭できない場合は，学級担任又は学生課に連絡するとともに実習機関へ連絡し，その指示を受けること。

（3）　持参すべきもの

ア　印鑑

イ　学生証

ウ　健康保険証

なお，携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ　手帳，ノート，レポート用紙，筆記用具等

オ　身回り品（寝巻，洗面用具，上履き，運動靴等）

カ　その他，実習機関から指定されたもの。

（注）　出発前に受入れ条件を確認し，忘れ物等をしないよう注意すること。また，日用品等については，最少限にすること。

（4）　実習を受けるに際し，次の事項をよく心得て実習に臨むこと。

ア　実習に専念し，広島商船高等専門学校の実習学生であることを自覚して，その言動に責任を持つこと。

イ　配属先の実習責任者及び指導者の指示に従い，決して勝手な行動をとらないこと。

ウ　職場規律は厳正に守り，秩序を乱さないこと。

エ　職場の人たちには努めて謙虚な態度で接し，学生としての良識ある行動をとり礼節を守ること。

オ　常に細心の注意をはらい，不慮の災禍を防止すること。

カ　諸手続き，実習の要領，就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し，また，実習により知り得た内容を他に漏らさないこと。

キ　実習機関へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが，万一事故等があった場合は，実習責任者の指示を受けるとともに，学級担任又は学生課へ連絡すること。

ク　実習を休むとき及び実習の時間に遅参・早退等をするときは，事前に実習責任者の承認を得ること。

ケ　職場を離れるときは，必ず行き先，用件を明らかにしておくこと。

コ　許可なく指定外の場所に入ったり，設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。

サ　実習期間中に配属先または，住所等の異動を生じたときは，その都度学生課に連絡すること。

１０　実習終了後の提出物等

実習終了後は，規程第６条に定める学修単位認定願に実習証明書（様式第５号）及び実習報告書（様式第６号）を添付して，速やかに学級担任に提出すること。

（海外研修）

１１　海外研修活動の範囲

学則第１３条第６項に規定する特別学修の定める海外研修とは，次に掲げるものをいう。

（1）　本校が協定を結ぶ外国の交流協定校等との学生交流に参加するもの

（2）　国立高等専門学校機構，中国地区高等専門学校学生国際交流支援コンソーシアム，国・都道府県・市町村及び営利を目的としない各種団体が主催する国際交流事業に参加するもの

（3）　その他校長が認めたもの

１２　学修許可願の提出

海外研修を希望する学生は，本校以外の教育施設等における学修許可願（様式第２号）を学級担任に提出しなければならない。

１３　単位認定の手続き

海外研修活動に従事した学生が単位認定を希望する場合は，本校以外の教育施設等における学修単位認定願（様式第４号）に，当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書，成績証明書，合格通知書（写），実習証明書又は実習報告書等の研修内容が分かる書類を添え，学級担任を経て校長に願い出るものとする。

（地域貢献）

１４　ボランティア機関・活動の範囲

学生のボランティアは，公的機関やそれと同等の信頼ができる団体等の受入や仲介のある活動のほか次に掲げるものとする。

（1）　小中学生，社会人を対象とする教育サービスに関するもの

（2）　災害における救助及び復旧活動等に関するもの

（3）　障がい者，高齢者などの支援に関するもの

（4）　国際交流に関するもの

（5）　地方公共団体等が主催する体育・文化などの行事に関するもの

（6）　その他校長が認めたもの

１５　ボランティアの時期

時期は授業時間外とする。ただし，校長が特別に認めた場合はこの限りでない。

１６　単位認定の手続き

（1）　ボランティアに従事する学生は，実施する５日前までにボランティア活動許可願（様式第７号）を，学級担任を経て校長に提出し，校長に許可を得なければならない。

（2）　校長は許可した学生にボランティア活動日誌（様式第９号）を交付するものとする。

１７　単位認定

（1）　ボランティアに従事した学生が単位認定を希望する場合は，次の書類を学級担任を経て学生課に提出するものとする。

ア　ボランティア活動証明書（様式第８号）
イ　ボランティア活動日誌（様式第９号）
ウ　ボランティア活動報告書（様式第１０号）
（2）　修得単位の認定は１単位とし、従事時間は３０時間以上とする。

(eーラーニング高等教育連携)

１８　申請資格

協定に参加している大学・高等専門学校（以下「協定参加大学等」という。）が開設している科目とする。

１９　申請方法並びに受入時期及び履修期間

授業を開設している協定参加大学等が定めるところによる。

２０　試験の実施方法

試験の取扱い及び追試験等の実施については，協定参加大学等に定めるところによる。

２１　単位申請

様式第２号「広島商船高等専門学校の教育施設等における学修許可願」を作成し，協定参加大学等の受講決定通知書の写しと併せて，受講開始日の５日前までに学生課へ提出するものとする。

２２　単位認定

様式第４号「広島商船高等専門学校の教育施設等における学修単位認定願」を作成し，協定参加大学等の単位認定書の写しと併せて，２月末日までに学生課へ提出するものとする。

２３　規則等の遵守

科目を受講する場合，協定参加大学等の規則等を遵守しなければならない。

附　則

この要項は，平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　７年４月１日から施行する。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

実　習　証　明　書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事　業　所　名

㊞

責任者職氏名

<table>
<tr><td>学　校　名</td><td colspan="4">広島商船高等専門学校　　学科　第　　学年</td></tr>
<tr><td>学 生 氏 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>実習部課名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>実 習 期 間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>実習テーマ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出 欠 状 況</td><td>出　　勤</td><td>欠　　勤</td><td>遅　　刻</td><td>早　　退</td></tr>
<tr><td>日</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="4">お気づきのこと、又は連絡事項等がある場合はご記入ください。</td></tr>
</table>

様式第６号

実　習　報　告　書

令和　　年　　月　　日

実習学生	所属	学科	氏名	
実習期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日			
配　属　先 組　織　名				

実習内容（題目・内容・所感）

様式第７号

ボランティア活動許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　学年

学生氏名

下記のとおりボランティア活動に従事したいので御許可くださるようお願いします。

記

活動の場		住所	
団体責任者		住所	
期間等	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 主として　　時　　分　から　　時　　分		
活動時の宿泊先	TEL		
緊急時の連絡先	TEL		
ボランティア活動参加の動機			

※宿泊を伴う場合は保護者又は学内引率責任者の同意

上記のボランティア活動の参加に同意します。

令和　　年　　月　　日　　保護者（学内引率者）氏名

様式第８号

ボランティア活動証明書

令和　　年　　月　　日

学校名　広島商船高等専門学校
学科　第　学年

学生氏名

上記の者は、下記のとおりボランティア活動を行ったことを証明する。

令和　　年　　月　　日

機関名

責任者　　印

活動日時・内容

期　　日	時　　間	主な活動内容
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
合計時間		
関係者所見		

様式第９号

ボランティア活動日誌

期　　日	月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分
活動の場	

活動の概要

様式第１０号

学級担任

ボランティア活動報告書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　学年

学生氏名

（活動に関しての所感）

広島商船高等専門学校専攻科における
授業科目の履修等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則第４１条第２項及び第４８条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに教育課程修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（単位の計算方法）

第２条　専攻科で開設する授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。

二　演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。

三　実験及び実習については、４５時間の授業をもって１単位とする。

（履修方法）

第３条　専攻科の学生は、各学期の指定する期日までに受講科目履修届（第１号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

２　専攻科の学生は、１年次の所定の期日までに専攻科特別研究テーマ概要申請書（第２号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

（指導教員）

第４条　専攻科の学生は、各専攻の指導教員から、授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

（試験）

第５条　専攻科の試験は、定期試験、追試験及び再試験等とする。

第６条　定期試験は、各学期末に実施する。

２　定期試験は、出席すべき日数の１５分の１１以上出席しなければ受験することができない。

３　定期試験の方法及び日時は、授業科目担当教員が定める。

（追試験）

第７条　次の各号の一により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

一　傷病（医師の診断書を要する。）

二　忌引（２親等以内）

三　その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

２　前項に該当する学生は、前項各号の事由が止んだのち、速やかに追試験受験願（第３号様式）を提出しなければならない。

３　前項の願には、同様式所定の証明書を添付しなければならない。

４　専攻科長は、受験できなかった事由が、第１項第３号のやむを得ない事由に

該当するか否かを専攻科委員会に諮り決定する。

（追試験の実施）

第８条　科目担当は、追試験の日取りを決定し、学生に通知しなければならない。

２　科目担当は、前条第１項各号の事由が止んだのち、所定の期日までに追試験を行わなければならない。

（再試験等）

第９条　第５条の試験のうち、定期試験において成績不良であった科目については再試験、またはその内容に代わるレポートや活動（活動を行う場合は報告書を作成すること）を再試験等として実施することができる。なお、口述による試験は実施しない。

２　再試験等は、不正行為を行った学生には該当する定期試験においては実施しない。

（成績評価）

第１０条　成績評価は、第６条に規定する試験の成績及び平素の学習状況を総合して行うものとする。

２　成績は、優、良、可及び不可の４種の評価をもって判定し、優、良及び可を合格とする。

３　前項に規定する判定は、１００点法による評価点を基に行うものとし、その判定基準は、次表に掲げるとおりとする。

評　価	１００点法による評価点
優	１００～８０
良	７９～７０
可	６９～６０
不可	５９～　０

４　第６条第２項に定める出席すべき日数を満たさない場合は、未履修として取り扱うものとする。

５　追試験の成績評価は該当する試験と同等のものとし、 評価点の減点はしない。

６　第６条の試験において、成績が不可相当の学生に対して、該当する試験の再試験等を実施する。

７　再試験等の成績評価は該当する試験と同等とする。ただし評価は「可(60 点)」を上限とする。

（単位認定）

第１１条　前条の規定に基づき、合格した者には所定の単位を認定する。

（再履修）

第１２条　単位を認定されなかった授業科目は、次年度において再履修することができる。

（上位学年又は他専攻で修得した単位の履修）

第１３条　教育上必要であると専攻科長が認めた場合は、上位学年又は他の専攻

の専門選択科目を履修し、単位を修得することができる。
２　前項の規定に基づき他の専攻の専門選択科目を修得した単位は、８単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。

（社会人特別選抜により入学した学生の履修）

第１４条　社会人特別選抜により入学した学生は、勤務の都合等により授業時間割にかかわらず、科目担当教員に事前相談の上、履修を行うことができる。

（他大学等で修得した単位の認定）

第１５条　教育上支障がない場合は、大学及び他の教育施設で開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができる。その場合、大学等における学修許可願（第４号様式）をあらかじめ提出し、校長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定に基づき修得した単位は、大学等における学修単位認定申請書（第５号様式）を提出の上、専攻科委員会の議を経て、１６単位を限度に当該専攻における単位として認定することができる。

（教育課程修了に必要な単位数）

第１６条　学則第４６条で定める単位数の修得に当たっては、特例適用で学位が授与される場合に限り、大学改革支援・学位授与機構の定める単位数を修得しなければならない。

（教育課程修了の認定）

第１７条　教育課程修了の認定は、所定の試験に合格し、本校学則及び本規則に定める単位を修得した者について、専攻科委員会及び教員会議において審議の上、校長が行う。

（雑則）

第１８条　この規則に定めるもののほか、専攻科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。
２　令和４年３月３１日以前の入学者は、この規則による改正後の広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則第６条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年１１月１１日から施行する。

（第１号様式）

令和　　年度　　期受講科目履修届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻　　年次

学籍番号

氏名

区分	必・選	授業科目		担当教員	備考
一般科目					
専門基礎科目					
専門科目					

注　1.　履修する科目を全て記入する。

　　2.　備考欄に、「再受講科目」は「再受講」と、「大学又は他高等専門学校専攻科の科目」であれば大学又は他高専名を記入する。

（第２号様式）

専攻科特別研究テーマ概要申請書

専　攻　名：
氏　　名：
主指導教員：
副指導教員：

1.　研究題目

2.　背景

3.　課題

4.　目的

5.　方法

6.　期待される結果（明らかにすること）

7.　今後の研究計画

（第３号様式）

追試験受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

私は、下記の理由により定期試験を受験できなかったので追試験を許可くださるようお願いします。

1.　理由

2.　試験科目

試　験　科　目	科目担当教員及び確認印
	印
	印
	印
	印
	印

注：　病気の場合は、診断書を添付してください。

（第４号様式）

大学等における学修許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

下記のとおり、大学等において学修したいので、許可くださるようお願いします。

1.　大学等の名称
2.　学 修 期 間
3.　学修日・時間
4.　学修科目(単位数)
5.　学 修 目 的

（第５号様式）

大学等における学修単位認定申請書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

下記のとおり、大学等において学修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

1.　大学等の名称

2.　認定を申請する
　　科目名(単位数)

3.　添 付 書 類
　　単位修得証明書

（7）広島商船高等専門学校専攻科「特別研究」に関する実施要項

（趣旨）

第１条　この実施要項は、広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則（平成１７年４月１日制定。以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき、広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科生が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「学位授与機構」という。)特例による学位授与審査に全員合格を目標とするための対応として、専攻科「特別研究」（以下「特別研究」という。）の担当教員等について、必要な事項を定めるものとする。

（主指導教員）

第２条　特別研究を担当できる主指導教員は、学位授与機構学修総まとめ科目の審査に合格している者とする。ただし、社会の動向等により条件を変更することがある。

2　主指導教員が担当できる学生の人数は、各年原則２名までとする。ただし、これを超える場合は専攻科委員会に諮ることとする。

3　主指導教員は、担当学生１名につき副指導教員を１名指名することができる。

（副指導教員）

第３条　副指導教員が担当できる学生の人数は、各年原則２名までとする。

2　副指導教員の業務は、次の各号に掲げるものとする。

一　主指導教員と共同で特別研究の指導

二　学習学修成果のチェック

三　発表会等の出席

四　その他担当学生に関する必要な事項

（研究テーマの承認）

第４条　規則第３条第２項の規定により提出された特別研究テーマ概要申請書は、専攻科委員会で審議の上、校長の承認を得るものとする。

（中間発表会の開催）

第５条　産業システム工学専攻は１年次の２月に開催される特別研究発表会、海事システム工学専攻は１年次の８月に開催される特別研究発表会に合わせて、それぞれ研究テーマに関する中間発表を行うものとする。

附　則

この要項は、平成２７年９月１７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

専攻科特別研究テーマ概要申請書

所属：〇〇〇〇〇〇専攻 1 年
氏名：〇〇〇〇〇〇
主指導教員：〇〇〇〇〇〇
副指導教員：〇〇〇〇〇〇

1.　研究題目

〇〇に関する□□の研究

2.　背景

現在、〇〇が広く取り扱われており…。

3.　課題

このような背景のもとで、〇〇が課題となっている。

4.　目的

本研究では〇〇を解決する（明らかにする）ために〇〇をおこなう。

5.　方法

本研究では〇〇という手法によって…。

6.　期待される結果（明らかにすること）

本研究を実施することで〇〇という結果が得られることが期待される。また〇〇ということを明らかにできる。

7.　今後の研究計画

各項目は適当な例文であるため適宜消して修正すること。
提出時はこの 2 文は削除すること。

（８）準学士課程における外部試験による単位換算と

授業科目への振替について

<table>
<tr><th rowspan="2">単位を認定できる学修</th><th rowspan="2">級／得点</th><th colspan="4">振替を行う授業科目と単位数</th></tr>
<tr><th>３年次までの取得*1</th><th>単位数</th><th>４年次までの取得*2</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">実用英語技能検定
英検®
英検 S-CBT
英検 S-Interview</td><td>１級</td><td rowspan="8">４年：発展英語Ⅰ</td><td>２単位</td><td rowspan="3">５年:発展英語Ⅱ</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>準１級</td><td>２単位</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>２単位</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>準２級</td><td>２単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">TOEIC® Listening & Reading Test
公開テスト
IP テスト</td><td>700～990 点</td><td>２単位</td><td>５年：発展英語Ⅱ</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>470～699 点</td><td>２単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">技術英語能力検定
（技術英検）</td><td>プロフェッショナル</td><td>２単位</td><td rowspan="2">５年：発展英語Ⅱ</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>準プロフェッショナル</td><td>２単位</td><td>２単位</td></tr>
<tr><td>１級</td><td>２単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

*1 ４年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

*2 ５年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

・成績は「優」とする。